

【よくある質問Q&A】

Q1：特定計量器(業務用)のはかりを購入したときの手続きを教えてください。

A1：市にご連絡いただければ台帳に登録しますので、2年に1回の定期検査の通知をいたします。新たに購入されたはかりは製造年により、定期検査が免除になる場合がありますので検査会場に持参していただき確認します。免除になるはかりには「免除シール」を貼り次回の定期検査まで使用できます。なお、定期検査が免除になる場合には手数料は徴収いたしません。

Q2：はちみつやジャムを計量し、販売しようと思いますが家庭用のキッチンスケールで計量してもよいですか。

A2：商品を密封、計量し販売することは、計量法において取引における計量にあたるため、特定計量器(業務用)をご使用ください。また、2年に1回の定期検査を受検する必要があります。

Q3：宅急便の取り次ぎをしています。そのときに使用しているはかりも定期検査の対象でしょうか。

A3：宅急便を取り次ぐ際に、はかりの表示値を基に送料を徴収していることは取引・証明に該当しますので、検査対象です。また、決められた重量を境に料金が変わるために使用するはかりも検査対象です。計量法で定められた特定計量器(業務用)をご使用ください。

Q4：定期検査に、はかりを持っていけないとしたら、どうしたらよいですか。

A4：計量士と直接契約をして検査を受けることにより、市が行う定期検査を免除される「定期検査に代わる計量士による検査」(代検査)制度があります。市のホームページ「代検査の受検」の中の「代検査業務を行う事業者名簿」に記載している計量士へご相談いただくか、市にお問合せください。

Q5：はかりのメーカーで、メンテナンスを受けているので定期検査を受けなくても良いですか。

A5：定期検査は計量法に定められた法定検査であるため、メーカーが行うメンテナンスを受けていたとしても、定期検査を受検する必要があります。

Q6：医療機関で「特定健康診査・特定保健指導」(特定健診)に使用する体重計は家庭用のヘルスマーターでも良いですか。

A6：健康診断票等に通知、報告されるものは、証明における計量に該当しますので、特定計量器(業務用)をご使用ください。

Q7：助産師または医療機関、保育所、学校、福祉施設で、新生児、児童・生徒及び学生において、体重の測定に使用するはかりは、定期検査が必要でしょうか。

A7：その測定値が健康診断票等に示され、報告等されるものについては証明になりますので、定期検査を受ける必要があります。

Q8：保育所、学校等の給食を作る過程で材料の計量に使用されるはかりは、定期検査を受けなければならないでしょうか。

A8：給食を作る過程で食材の計量のみで使用され、はかりの表示によって取引(売買)が生じないものであれば定期検査を受ける必要はありません。

ただし、食材を購入するために納入量の受け入れ(検収)や検食等に使用するはかりは、取引・証明行為に該当しますので、定期検査を受ける必要があります。

Q9：所在場所定期検査申請が必要な場合とは、どのような条件のときですか。

A9：自動包装値付け器（オートパッカー）は、土地・建物に取り付けられている大きなはかりの為、検査をはかりの設置場所にて行ないます。希望者は申請書の提出が必要となります。

Q10：定期検査を受けないと罰則がありますか。

A10：①定期検査を受けない場合は、計量法第 173 条により 50 万円以下の罰金に処せられます。

②不合格になった計量器をそのまま使用した場合は、計量法第 172 条により 6 月以下の懲役若しくは 50 万円の罰金に処され、またはこれを併科されます。

Q11：今まで定期検査を受けていましたが、商売をやめることになりました。なにか手続きが必要ですか。

A11：計量法上での規定は特にありませんが、市に電話等でご連絡ください。市の受検者台帳から登録を抹消しないと未受検者として扱われる可能性がありますのでご協力ください。

Q12：定期検査についての問い合わせは、どこに連絡すればよいですか。

A12：上越市役所 産業政策課 産業振興係 計量担当 電話：025-520-5729

e-mail：keiry@city.joetsu.lg.jp までご連絡ください。